



うめ

# ハンズ通信

編集発行

TOUGH SHOP 広島  
代理店 株式会社ハンズ

〒730-0051  
広島市中区大手町3丁目7-2  
TEL. 082(544)6311  
FAX. 082(544)6312

## ◆ 2月の税務と労務

2月

(如月) FEBRUARY

11日・建国記念の日  
23日・天皇誕生日 24日・振替休日

- 国 税 / 令和6年分所得税の確定申告  
2月16日～3月17日  
(還付申告は申告期間前でも受け付けられます)
- 国 税 / 贈与税の申告 2月1日～3月17日
- 国 税 / 1月分源泉所得税の納付 2月10日
- 国 税 / 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)  
2月28日
- 国 税 / 6月決算法人の中間申告 2月28日
- 国 税 / 3月、6月、9月決算法人の消費税等の中間  
申告(年3回の場合) 2月28日
- 国 税 / 決算期の定めのない人格なき社団等の法人  
税の確定申告及び納付 2月28日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	.	1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	.

地方税 / 固定資産税(都市計画税)第4期分の納付  
市町村の条例で定める日



**e-Tax機能の充実化** 昨年より、e-TaxのWEB型ソフト「WEB版」と「SP版」が、「e-Taxソフト (WEB版)」に統一され利用しやすくなっています。また、マイページから確認できる情報の拡充や、スマホ用電子証明書に対応しマイナンバーカードを読み取らなくてもスマホ申告が可能になるなど、機能の充実化が進められています。

# 松下幸之助 と稲盛和夫 に学ぶ



松下氏と稲盛氏の両氏には、経営者として国民的人気があり、後世に残された多くの資料から学ぶことができます。

「苦しいこと、辛いこと、いろいろとある。程度の違いは誰にでもある。自分だけでは無い。そんな時にどう考えるか、どう処置するか」等々において、両氏の生き方にヒントを得たいと考える人は多い。

松下・稲盛流「人生、経営」を統合して考え、研究しているM氏は、両氏に学べば学べばほど「群盲象を評す」(※)という言葉が分かってきたと話します。

※ 群盲象を評す…むかし盲目

の人達が大きな象に触れました。すると、彼らは鼻、尻、尾、足、耳などの一部だけをさわって、象の姿を思い浮かべたのです。そこで、ある者は細い縄のようだ、また、ある者は大きな臼のようだと思いいこんだのです。象の一部を知って全体を知らないという寓話。しかし、どれも間違っておらず正しい主張です。凡人が大人物、大事業を理解しがたい有様の比喩。

さて、松下哲学と稲盛哲学について学ぶ前に、両氏の出会いに触れておきます。

松下氏の経営哲学に「ダム式経営論」があります。この経営論の要旨は、

外部の様々な環境変化等々があつても、いわばダムのように臨機応変、適切にこれに対応し、安定的な発展を遂げていくことができるような適正な余裕というものが設備や資金、在庫、人材、技術、商品開発といった経営のあらゆる面に必要であり、そういう経営をしていくことが重要。

という主旨です。

その講演を何百人という様々な経営者の方が聞いていて、講演が終わって質問応答の時間になったときに、一人の参加者が「成功者の松下さんと違ってダムを造る余裕など私にはありません。どうしたらそのようなダムができるのかその方法を教えていただきたい」というような質問をされました。

これに対して松下氏は苦笑を浮かべ、一瞬の間をおいてからポツリと「そら、やっぱしダム式経営をやるうと思わんといかんでしようなあ」と答えられた。

その具体性のない回答にがっかりしたような声や失笑などが聞こえてきたが、稲盛氏は体に電流が走るような衝撃を受け、「やろうと思つたつてできませんのや。なにか簡単な方法を教えてくれ」というふうな、そういう生半可な考えでは事業経営はできない。「できる、できない」ではなしに、まず、「そうでありたい、オレは経営をこうしよう」という強い願望を持つことが大切だ、そのことを松下さんは言っておられるんだ。そう感

じた時、非常に感動しました。

と話しています。稲盛氏は「思うこと」「強い思い」の重要性を考え、それを出発点として実践していくことになりました。

話を本論に進めていきたいと思いません。経営者は成功を収め、苦境・不況をいくつも乗り越えていかなければなりません。業績だけを振り返って、それだけで経営を見ていくのは限度があります。そこに「松下氏、稲盛氏はどのように乗り切ったのか、どうしたのか」、ヒントを得たいと考えます。

## I 松下幸之助

### 不況の心得十カ条

1960年頃から家電業界は高度成長期に伴って業績を伸ばしましたが、64年10月の東京オリンピックが終わると一転、不景気となつていきます。

同年(昭和39年)全国販売会社・代理店社長懇談会、いわゆる「熱海会談」(7月9日〜7月11日)が開催されます。社長を退き会長にあつた松下氏はその後、営業本部長代行として現場復帰します。

松下氏は1964年4月に取引先銀行からも「松下電器産業(株)の販売店は在庫過多である、メーカーの押し込み販売がある、伝票だけの空売りもあるようだ」と指摘を受けていました。

会談は議題を持たず徹底的な話し合いの場としました。松下氏が正面に座り、対面には参加者全員に顔が見えるように一人置きに参加者は座ることになります。厳しい指摘に、会社の非を認め謝罪。涙を流しながらも何とんでも改革をやり遂げると約束。そして、最後は満場の拍手。

これらの改革は、翌年の1965年2月にスタートします。さて、不況克服の心得十カ条

- 第1条 「不況またよし」と考える
- 第2条 原因に返って、志を堅く持てる
- 第3条 再点検して、自らの力を正しくつかむ
- 第4条 不退転の覚悟で取り組む
- 第5条 旧来の慣習、慣行、常識を打ち破る
- 第6条 時には一服して待つ

- 第7条 人材育成に力を注ぐ
- 第8条 「責任は我にあり」の自覚を
- 第9条 打てば響く組織づくりを進める
- 第10条 日頃からなすべきをなしておく

これらの原理・原則は「禍を転じて福となす」ことを表していると思います。また「かつてない難局はかつてない発展の基礎になる」という積極主義が出ているのではないかと考えます。

## II 稲盛経営12カ条

稲盛氏の願望、達成、実現のエッセンスは著書にも様々記されています。

願望を成就につなげるためには並に思ったのではダメです。さまざまに思うことが大切。漠然と「そうできればいいな」と思う生半可なレベルではなく、強烈な願望として、寝ても覚めても四六時中そのことを思い続け、考え抜く。：切れば血の代わり「思い」が流れる。それほどまでにひたむきに、強く一筋に思うこと。そのことが物事を成就させる原動力になるのです。

稲盛氏の著書はいろいろ書いてあり、これだと思えるものを捉えにくい面もあります。

しかし、JAL再建の根本理念(JAL破綻は2010年1月19日。2月1日に稲盛氏は会長を受諾し就任)についても、「思うこと」・「強い思い」の重要性が凝縮されています。

再建時の言葉、新しき計画の成就是只不屈不撓の一心にあり。さらばひたむきに只想え。気高く強く一筋に。

です。このスローガンは京セラの経営においても実践されています。

稲盛氏は大義の言葉を常に確認、自己認証しながら(結果的に、いわば自己暗示の言葉にも)、心にありありと未来のその映像を映し出す。そこで活躍する自分や会社の姿をイメージしながら強く潜在意識に記録、印象付けされるかのようにする。それは、あなたも自分が映画の主人公になっているような具体化、カラーの映像でありありと匂いまで付いて、細部に至るまで、これができるようになる

と、その事業は成功すると稲盛氏は考えます。では、稲盛経営のエッセンスは、自身の京セラ経営やJAL再建にも実施された「稲盛経営12カ条」ですが、以下の通りです。

- 第1条 事業の目的、意義を明確にする
- 第2条 具体的な目標を立てる
- 第3条 強烈な願望を心に抱く
- 第4条 誰にも負けない努力をする
- 第5条 売上を最大限に伸ばし、経費を最小限に抑える
- 第6条 値決めは経営
- 第7条 経営は強い意志で決まる
- 第8条 燃える闘魂
- 第9条 勇気をもって事に当たる
- 第10条 常に創造的な仕事をすすめる
- 第11条 思いやりの心で誠実に
- 第12条 常に明るく前向きに、夢と希望を抱いて素直な心で

# 令和6年分 確定申告 のポイント



今年も確定申告の時期になりました。令和6年分の確定申告と納税の期限は、令和7年3月17日です。次頁に確定申告の主な対象者や注意点をまとめたチェックリストがありますので、ご活用ください。

## 定額減税

令和6年分の所得税では、定額減税が実施されています。

定額減税の適用を受けることができる人は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1805万円以下の人です。

特別控除の額は、本人3万円

と同一生計配偶者または扶養親族1人につき3万円の合計額で、いずれも居住者に限ります。

確定申告では、所得金額から所得控除の額を差し引いて課税所得金額を求めます。課税所得金額に税率を乗じて求めた税額から住宅ローン控除などを行い、さらに定額減税額を控除します。定額減税額控除後の税額に復興特別所得税を加算して、年税額を計算することになります。

定額減税には所得制限がありますが、制限を超える人であっても、令和6年6月以後に主たる給与の支払者から受ける給与は、月次減税が適用されている可能性があります。確定申告では、月次減税された源泉徴収税額と、最終的な年間の所得税額との精算を行います。

## 確定申告書等作成コーナー

国税庁のホームページには、「確定申告書等作成コーナー」があります。ここでは、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税や消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書等の作成やe-Taxによ

る送信をすることができます。

この確定申告書等作成コーナーについて、令和7年1月から所得税のすべての画面で、スマホでも操作しやすい画面が提供されることになりました（消費税と贈与税では、一部の画面で提供）。さらにパソコンで表示される画面もデザインが統一され、操作性が向上しています。

また令和7年1月から、スマホ用電子証明書を利用することで、マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成やe-Tax送信ができるようになりました。スマホ用電子証明書については、デジタル庁HPの特設ページをご覧ください。

## 確定申告の誤りやすい事例

### 事例①

生命保険会社などから、満期金や一時金を受け取った場合、その収入は一時所得になります。また、競馬などの公営競技の払戻金なども、一時所得になります。このような収入がある場合には、確定申告をする必要があるか、確認をしてください。

### 事例②

居住者は、国内で得た所得と合わせて海外で得た所得も申告する必要があります。海外で得た所得としては、国外で支払われる預貯金等の利子や、国外にある不動産の貸付や譲渡による収益などが挙げられます。これは、外国の税務当局に申告した所得であっても、確定申告に含める必要があります。

### 事例③

ふるさと納税でワンストップ特例の適用の申請をした場合、確定申告をするとワンストップ特例の適用に関する申請が無効になります。そのため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて、寄附金控除の計算をする必要があります。



確定申告チェック表

(令和6年分用)

① 確定申告が必要な人

区分	項目	チェック内容	チェック欄
対象者(主な例)	個人で事業を行い、または不動産収入があり、納税額がある	青色申告決算書・収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	給与収入が年間2,000万円を超える		<input type="checkbox"/>
	給与所得・退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える	還付申告の場合は20万円以下の場合も含めて申告	<input type="checkbox"/>
	2か所以上から給与をもらっている		<input type="checkbox"/>
	同族会社の役員等で、その同族会社から給与の他に貸付金利息や賃借料などの支払いを受けた		<input type="checkbox"/>
	公的年金等に係る雑所得の金額から所得控除を差し引くと残額がある	公的年金等の収入金額が400万円以下で、その全部が源泉徴収対象の場合、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合には申告不要	<input type="checkbox"/>
	外国企業から受け取った退職金など、源泉徴収されていない退職金がある		<input type="checkbox"/>
	譲渡所得や山林所得などの各種所得があり、納税額がある	損益通算をできる損失は、不動産・事業・譲渡・山林所得のみ ※譲渡は、一定の居住用財産以外の土地・建物等を除く 業務に係る雑所得で一定の人は、収支内訳書の添付が必要	<input type="checkbox"/>

② 確定申告の際の注意点

区分	項目	チェック内容	チェック欄
所得控除(主な例)	医療費控除	補てん金は、未収であっても見積りにより計上	<input type="checkbox"/>
		差引負担額から所得金額の5% (最高10万円) を差し引く	
		医療費控除の明細書の添付が必要、領収書は5年間保管	
	寄附金	領収書・証明書等の添付が必要	<input type="checkbox"/>
	特定扶養親族	対象者は、扶養親族のうちH14.1.2～H18.1.1生まれの人	<input type="checkbox"/>
	寡婦控除	ひとり親控除の対象者を除く、合計所得金額が500万円以下	<input type="checkbox"/>
		夫と死別の場合は扶養親族要件なし、離別の場合は扶養親族要件あり	
ひとり親控除	合計所得金額が500万円以下、子の所得48万円以下、事実婚の状況にない	<input type="checkbox"/>	
配偶者控除・配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円超は適用不可	<input type="checkbox"/>	
税額控除(主な例)	配当控除	控除額：課税総所得金額が1,000万円以下は10%、1,000万円を超える部分は5%	<input type="checkbox"/>
	住宅ローン控除	合計所得金額が2,000万円超(特例居住用家屋・特例認定住宅等は1,000万円超)は、適用不可 添付書類 (1) 新築・中古家屋の場合 ① 家屋(土地)の登記事項証明書 ② 請負契約書 又は 売買契約書の写し ③ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書 (2) 増改築等をした家屋の場合 上記(1)の書類の他に、次のいずれかの書類 ① 建築確認済証の写し ② 検査済証の写し ③ 増改築等工事証明書	<input type="checkbox"/>
その他	定額減税額	「令和6年分特別税額控除」欄に、人数と金額を記載	<input type="checkbox"/>
	源泉徴収税額	未払いの源泉所得税額も含めて記載	<input type="checkbox"/>
	予定納税額	第1期・第2期とも、未納があっても記載する	<input type="checkbox"/>
	第3期分の税額	納税の場合は、100円未満の端数を切り捨て	<input type="checkbox"/>

# スタートアップ企業 で働く者等への 労働基準法の適用



日本国内では、令和4年11月を「スタートアップ創出元年」と銘打ち、スタートアップを生み育てるシステムを創出するため、各種政策が推進されているところだ。スタートアップは、新規に起業するケースだけではなく、第二創業として、既存事業とは異なる新事業・新分野に進出する際にも活用され、社会課題解決・社会貢献の担い手としても注目されています。

今回は、令和6年9月30日に発出された通達（基発0930第3号）「スタートアップ企業で働く者や新技術・新商品の研究開発に従事する労働者への労働

基準法の適用に関する解釈について」を基に、運用上で気をつけておきたい点をお伝えします。

## 1 スタートアップ企業で働く者の取扱い

スタートアップ(注)は、創業当初のため管理監督・機密事務・研究開発を行う者と、その他の事務を行う者の業務範囲が曖昧であることから、前述の通達により労働基準法の適用についての解釈が示されました。

(注) スタートアップは次のように定義され、育成に向けた取組が進められています（経済産業省）。

- ① 一般に、以下のような企業をいう。
  - ア 新しい企業であって、イ 新しい技術やビジネスモデル（イノベーション）を有し、ウ 急成長を目指す企業
- ② スタートアップの意義
  - ・ 経済成長のドライバー。将来の所得や財政を支える新たな担い手。
  - ・ 雇用創出にも大きな役割。

・ 新たな社会課題を解決する主体としても重要。

労働者への該当性

(1) 労働基準法上の労働者に該当するかどうかは、契約の形式や名称にかかわらず、使用従属性の有無等によって判断されます。具体的には、次のこと等を判断要素として、個々の働き方の実態を勘案し、総合的に判断されます。

- ① 「指揮監督下の労働」であること
  - ア 仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諸否の自由の有無
  - イ 業務遂行上の指揮監督の有無
  - ウ 勤務場所や勤務時間の拘束性の有無
  - エ 労務提供の代替性の有無
- ② 報酬の労務対償性
  - 例えば、役員は一般的には労働基準法上の労働者に該当しません。が、取締役就任の経緯、法令上の業務執行権限の有無、取締役としての業務執行の有無、前述の労働者該当性の判断要素などを踏まえて、当該者が労働基準法上の労働者であると判断され

た裁判例（京都地判平27・7・31）等があることに留意する必要があります。

また、明示的に役員と判断できる役割がない者であっても、次の①および②のような実態があり、労働者該当性の判断要素に照らして、使用従属性が認められない者については、労働基準法上の労働者に該当しないと考えられます。

- ① 組織において特定の部門に在籍せず、職位（職務の内容と権限等に応じた地位）等も与えられていないために、業務遂行上の指揮監督・指示系統に属していない
  - ② 創業時のメンバーなどで、明確な役割分担もなく、創業者と一体となって事業の立ち上げの主戦力として経営に参画する
- ただし、各種要素を総合的にみて、前述の裁判例のように労働者と判断されることもありま
- (2) 管理監督者への該当性
- 管理監督者は労働時間や休憩・休日に関する労働基準法の規制が適用されませんので、役

職者等について、管理監督者に該当するかどうかを判断することも重要です。

例えば、スタートアップ企業の労働者のうち、次の①から③の者であつて、定期給与である基本給、役付手当等においてその地位にふさわしい待遇がなされていたり、ボーナス等の一時金の支給率、その算定基礎賃金等についても役付者以外の一般労働者に比し優遇措置が講じられていているものは、「一般的には管理監督者の範囲に含めて差し支えないものと考えられる。」とされています。

① 取締役等役員を兼務する者  
② 部長等で経営者に直属する組織の長

③ ①及び②と当該企業内において同格以上に位置づけられている者であつて、経営上の重要事項に関する企画立案等の業務を担当するもの

一方、役職上は部長等に該当する場合であつても、経営や人事に関する重要な権限を持っていない、実際には出社・退社時刻を自らの裁量的な判断で決定できない、給与や一時金の面に

において管理監督者にふさわしい待遇を受けていないといった場合には、管理監督者には該当しないと考えられ、また、スタートアップ企業に支社や支店がある場合にあっては、当該支社や支店の部長等は前記②には該当しないと考えられていますがいずれにしても、実態に即して判断することとなります。

(3) 機密の事務を取り扱う者への該当性

「機密の事務を取り扱う者」は、秘書その他職務が経営者又は監督若しくは管理の地位にある者の活動と一体不可分であつて、厳格な労働時間管理になじまない者をいいます。

スタートアップ企業の労働者も、このような実態が認められる者については、「機密の事務を取り扱う者」に該当し得ることとなり、管理監督者と同様に、労働時間や休憩・休日に関する労働基準法の規制の適用が除外されます。

(4) 専門業務型裁量労働制の適用

スタートアップ企業の労働者のうち、例えば、次の業務を行

う者については、一定の要件を満たす場合に専門業務型裁量労働制の適用が可能であると考えられます。

・ 新商品又は新技術の研究開発の業務

・ 事業運営において情報処理システムの活用するための問題点の把握又はそれを活用するための方法に関する考案若しくは助言の業務（いわゆるシステムコンサルタントの業務）

なお、裁量労働制は制度改正があり、令和6年4月以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する全ての事業場で新たな手続きが必要です。

2 新技術や新商品の研究開発に従事する労働者の取扱い

※ 以下の内容は、スタートアップ企業に限らず、一般の事業場においても関連するものです。

(1) 「新たな技術、商品又は役務の研究開発に係る業務」への該当性

「新たな技術、商品又は役務

の研究開発に係る業務」については、時間外労働の限度時間等の規定（時間外労働の上限は原則として月45時間・年360時間とする等）が適用されません。

この業務は、専門的、科学的な知識、技術を有する者が従事する新技術、新商品等の研究開発の業務をいい、必ずしも本邦初といったものである必要はありませんが、当該企業において新規のものでなければならず、既存の商品やサービスにとどまるものや、商品を専ら製造する業務などは含まれません。

(2) 専門業務型裁量労働制の適用

専門業務型裁量労働制の対象業務に含まれる「新商品又は新技術の研究開発の業務」とは、材料、製品、生産・製造工程等の開発又は技術的改善等を行います。(1)と同様に、必ずしも本邦初といったものである必要はありませんが、当該企業において新規のものでなければならず、既存の商品やサービスにとどまるものや、商品を専ら製造する業務などは含まれないとされています。

## 民泊

民泊についての、許可や事業者の特徴などを説明しましょう。

### 1 民泊とは

民泊の法令上の明確な定義はありませんが、住宅（戸建住宅やマンションなどの共同住宅等）の全部又は一部を活用して、旅行者等に宿泊サービスを提供することを指して、民泊ということが一般的です。インターネットで、空き室を短期で貸したい人と宿泊を希望する旅行者とをマッチングするビジネスが増加しています。

### 2 民泊に必要な許可等

国内で民泊を行う場合には、①旅館業法

の許可を得る、②国家戦略特区法（特区民泊）の認定を得る（東京都の場合は大田区）、③住宅宿泊事業法（民泊新法）の届け出を行う、といった手続きが必要になります【表参照】。民泊を無償で行う場合には、手続きは不要です。

### 3 事業者の特徴

民泊に詳しい行政書士・T氏は、次のように分類します。

- 〈個人〉自宅の空き室を利用した同居型・空き家や別荘を利用する空き家利用型・賃貸物件を利用した会社員の副業型
- 〈法人〉所有物件の空き室を利用した空き室利用型・不動産業者が物件を取得し民泊を運営、飲食業者がレストランの一部を民泊にする等の異業種からの事業展開型

	旅館業法	特区民泊	民泊新法
許認可等	許可	認定	届出
対象地域	全国	国家戦略特区指定地域	全国
営業日数	年 365 日可能	年 365 日可能（2泊3日以上）	年 180 日以内（自治体で制限上乘せの場合あり）
消防設備	必要	必要	必要（家主同居で宿泊面積が小さい場合は不要）

## アイビーリーグで読まれる文献

日本の政策にも大きな影響を与えるアメリカ。そのアメリカで、多数の指導者を輩出するアイビーリーグ（アメリカ北東部・8校）でよく読まれている文献は、下記の通りです。

- 1 国家（プラトン）
- 2 文明の衝突（サミュエル・P・ハンチントン）
- 3 英語文章ルールブック（ウィリアム・ストラック・Jr. ほか）
- 4 リヴァイアサン（トマス・ホブズ）
- 5 君主論（マキアヴェッリ）
- 6 アメリカの民主政治（アレクシス・ド・トクヴィル）
- 7 正義論（ジョン・ロールズ）
- 8 バーミンガム刑務所からの手紙（マーティン・ルーサー・キング・Jr.）
- 9 自由論（ジョン・スチュアート・ミル）
- 10 つきあい方の科学（ロバート・アクセルロッド）

## 酷暑の費用

昨年（2017年）は全国各地で連日、最高気温35℃以上の猛暑日が続き、異常気象を肌で感じました。国際労働機関（ILO）が発した報告では、24億人（推定）の労働者が気候変動による激しい暑さにさらされ、酷暑が深刻な健康被害をもたらしている。酷暑だけでも毎年2285万人が労働災害に遭い、1万8970人が命を落としている。

と報告しています。さらにILO報告書では、酷暑が職場にもたらすコストは、世界で約3610億ドル（約53兆円）に上るとの試算を示しました。いずれにしても、気候変動は自然を破壊するだけでなく、人間の生活にも大きな被害をもたらしています。地球温暖化対策にしっかりと取り組んでいきたいものです。